

## 福祉国家の改革原理 ——生産主義から脱生産主義へ——

新 川 敏 光

### I 生産主義の終焉？

福祉国家の危機が叫ばれてはや30年がすぎようとしている。1980年代福祉国家は新自由主義の攻勢に対して予想以上の抵抗力を示したとはいえ (cf. Pierson, 1994; 1996), 福祉国家改革の要請は今日一層高まっている。その背景にあるグローバル化, 脱フォーディズム, 脱工業化 (サービス経済化) については, 筆者は別稿にて詳しく論じたところであるので, 本稿では福祉国家改革の根本問題といえる労働-福祉関係の再編問題に議論を集中する<sup>1)</sup>。

現在の各国の個別具体的な制度改革をみれば千差万別であって, そこにいかなる収斂傾向や共通性を見出すことも難しい。しかし各国が直面する問題には, 福祉と労働の関係をいかに再構築するかという点で共通性がある。これまでいかなる福祉国家も労働本位の福祉提供, すなわち生産主義を原則としてきた。エスピング-アンダーセンの福祉国家の三類型にそって敷衍すれば (Esping-Andersen, 1990), 自由主義福祉国家は「福祉ではなく労働」(work, not welfare) を原則とする体制であり, 公的福祉は市場での福祉実現に失敗した場合にのみ残滓的に提供される。保守主義的福祉国家においては, 労働市場における位置に応じた職域社会保険制度が中心であり, 「労働を通じての福祉」(welfare through work) が原則となる。スウェーデンのような社会民主主義福祉国家では社会権として市民に平均的生活水準を保障する普遍主義原則が導入され, 一見労働と福祉の

分離がみられるが, 実はスウェーデンでは積極的労働市場政策による再訓練, 余剰労働力の再配置が福祉国家政策の中に組み込まれている。すなわち完全雇用が普遍主義原則の前提としてある。したがって社民モデルは, 「福祉と労働」(welfare and work) とともに提供するシステムであるといえる (Goodin, 2001, pp. 13-14)。

自由主義福祉国家においては福祉が個人の市場パフォーマンスと直接に結びつけられ, 保守主義においては個人の能力が職域集団への帰属を通じて評価され, それに基づいて家族を単位として福祉が提供されるという点で市場と個人との間に集団主義が介在し, 社会民主主義においては国家による再分配機能が前面にでるため, 個人の労働能力と福祉との関係は最も希薄化している。しかし類型の相違に関わらず, 福祉を労働と結びつける, あるいは福祉の前提として労働を考える生産主義原則は各類型に共通に確認されるし, 昨今の福祉国家改革には, その多様性にもかかわらず, 労働と福祉の結びつきを再強化する同様の動きがみられる。

たとえば, 自由主義的福祉国家の間ではワークフェアが提唱されているが, それは資産や所得調査に基づく最低限の公的保障においてすら労働条件を課そうというものである (cf. Peck, 2001)。そこに教育や訓練によって就労可能性を高めようとする積極的側面があるにせよ, 実態が「福祉ではなく労働」原則の強化であることは間違いない。就労可能性を高め, 失業者を労働市場へと再統合しようという動きは今日では保守主義, 社会民主主義福祉国家にも共通にみられる動きである。大

陸ヨーロッパの保守主義的福祉国家では早期退職の選択肢を狭め、ワーク・シェアリングを導入する動きが顕著である。スウェーデンにおいてみられる年金改革や各種手当の所得代替率の引き下げなども、やはり個人の労働と福祉との関係を再確認するものといえる。

しかし生産主義的福祉国家、労働本位の福祉提供は、今日大きな問題に直面している。いかに国家が教育や再訓練の機会を提供し各人の就労可能性を高めようと努力しても、技能習得能力は各人異なり、各々の労働市場価値には当然格差が生まれる。それを前提として、なお労働本位の福祉政策が有効であるとすれば、それは完全雇用が実現されている場合である。完全雇用下では、最も低技能労働者といえども雇用機会があり、市場を通じて生計を維持する機会が生まれると考えられるからである(実は完全雇用が実現していれば、そもそも就労可能性を高める必要はないのだが)。

しかしもし完全雇用がもはや現実的仮定ではないとしたら(新たなテクノロジーと産業が必ずしも安定的雇用創出に結びつくものではないことは夙に指摘されるところであり、完全雇用の不可能性こそ今日では常識化している)、教育・再訓練が労働力の価値を平準化するものではない以上、価値の低い労働力が恒常的に労働市場から排除されることが予想される。結局こうした者たちの救済のためには生活保護的な福祉を拡充せざるをえず、結果として国家は、教育・再訓練と福祉という両面でのコスト増に悩まされることになる。

それでは完全雇用が再び実現されれば問題は解決されるかといえば、事態はさほど単純ではない。経済成長によって完全雇用を実現しようとする生産主義に対しては、エコロジー的観点からの批判がある。生産主義は、原材料、土地、エネルギー消費を増加させ、環境破壊を一層深刻化する。また完全雇用政策は、市場内での労働を当然のものとみなすことによって、市場外の労働を軽視、差別するという問題を生んできた。完全雇用が不可能であり、かつ望ましくもないという認識から、今日少なからぬ論者が、就労から切り離された個人の所得資格、市民への最低所得保障論に注目し

ている(Offe *et al.*, 1996, pp.209-211; cf. Van Parijs, 1995; Gorz, 1993; 1997; Beck, 2000, etc.)。これを脱生産主義志向と呼ぶことができる。すなわち今日福祉国家改革において原理的に問われているのは、生産主義志向の妥当性である。脱生産主義による生産主義の超克、もしくは相対化がどこまで可能なのであろうか<sup>2)</sup>。

本稿では、脱生産主義原理に基づく改革案として最低限所得保障について論ずる。最低限所得保障案は、一定の所得を事前に与える基本所得と勤労所得額が一定以下の場合事後的に与える「負の所得税」に分けられる。前者は、福祉を労働から完全に切り離し、全ての市民に基本所得を提供しようという無条件基本所得案、生産労働に限定しない社会参加を条件に基本所得を与えようという参加所得案に分けられる。「負の所得税」は、もともとはミルトン・フリードマンが福祉国家を解体するために提起した案であり、生産主義の中でも個人の労働能力にとりわけ注目する自由主義的指向の強い考えであるが、ここで注目するのは、労働時間短縮とワーク・シェアリングを組み合わせた「負の所得税」の修正版である。以下順次検討する。

## II 基本所得

### 1 無条件基本所得

無条件基本所得(unconditional basic income, 以下UBIと略記)とは、政府によって社会のフル・メンバーに(個人単位で)無条件に支払われる移転所得を意味する。無条件とは、(1)たとえ就労意欲がなくとも、(2)貧富にかかわらず、(3)誰と生活を共にしていようが、(4)国のどこに住んでいようと、支払われるということの意味する(Van Parijs, 1995, p. 35)。UBIの中には、児童・未成年をも給付対象とし、給付額を年齢比例とする案などもみられるが(Robertson, 1996, p. 54)、ここではそうしたヴァリエーションに拘泥せず、基本原則のみを検討する<sup>3)</sup>。

無条件の基本所得保障という考えは、従来の労働中心の福祉国家モデルと鋭く対立する。ただし

それは、UBI が生活の基本的ニーズをカバーする十分な水準を保障する場合に限られる。ゴルトツが強調するように、不十分な部分的所得保障は、失業者に低賃金、劣悪な労働条件の雇用を強いる、換言すれば雇用主が安価で周辺の労働力を調達する手段となりかねない。基本所得は、非人間的労働条件を拒否することを可能にする水準を確立して、初めて労働市場の制約から市民を解き放つ (Gorz, 1999, pp. 80-82)。労働を強制されないということの意義は、市場の論理 (交換価値) から解放されるという消極的な次元を超えて、自らの生にとって意味ある労働 (活動) を行うことを可能にする点にある。むしろ基本所得プラス・アルファの所得を求める行動が禁じられるわけではない。要は市民自らが、利潤追求とそれ以外の自己実現や余暇活動に費やす時間の配分を決めることにある (Gorz, 1999, p. 83)。

こうした理念とともに、無条件基本所得の背後には冷徹な現実認識が存在することも見逃せない。労働による社会的包摂を促進するための教育や再訓練のコストは、それ自体決して小さなものではなく、しかもケインズ主義的な国内需要管理による完全雇用が不可能であるとすれば、それは無駄に費やされるコストとなる。これに対して、基本所得は市民生活維持のための直接的コストであるから無駄になることはなく、しかもある者たちが良好な雇用機会を剝奪されている状態を、積極的にではないにしろ、容認する。それによって政府は、人的資本への投資や雇用創出のコストを免れる。雇用主側からみても、雇用保障という社会的責任が軽減され、柔軟な生産体制に見合った労働戦略が可能になる。制度的には、失業手当や年金、生活保護など、その他の所得保障制度が廃止され、税制上の所得控除などもまた一切廃止されることによって、合理化、簡略化が可能になる<sup>4)</sup>。さらに資格要件の煩雑な審査等は一切必要ないので、運営経費は大幅に削減されるし、資力調査に伴うスティグマは解消され、「貧困の罟」(一定以上の賃金所得を得ると受給資格が取り消されるため、勤労意欲がそがれる)もなくなる。基本所得は、その他の所得にかかわらず提供されるからである

(cf. Little, 1998, pp. 127-130)。

制度的合理化・簡略化による行政コストの一定程度の軽減は期待できるにせよ、UBI の財政負担は大きすぎるのではないかというのが最もよくみられる懸念である。ヴァン・パライスは、この問題を、自然や社会的に共有される財 (外在的富) への課税によって解決しようとする。彼によれば、これら外在的富に対して、各人は本来同等の分け前に与る資格があるので、現実にはそれらを独占使用する者は、使用料を支払うべきである。彼のユニークな点は、レントの発生する外在的富の中に、雇用を入れて考えているところにある。雇用はわれわれの生活機会を決定する重要な要因であるが、たとえ必要とされる技能と意欲をもちながらも、雇用機会に恵まれないことがしばしばある。しかも失業が一時的循環的ではなく長期化する傾向がある場合、職にあるインサイダーと失業中のアウトサイダーとの関係は構造的な格差となる (インサイダー側の一方的な富、技能、経験の蓄積)。こうした点を考えれば、雇用はそれ自体が多大なレントを発生する外在的富と考えられる (Van Parijs, 1995, p. 89 ff.)。

外在的富という概念に雇用を含めることには反発が強い。ただちに考えられるのは、労働意欲を欠き、いかなる社会的貢献を行おうともしない市民が、社会的富を生産する市民にフリーライドすることはアウトサイダーによるインサイダーの搾取となり、公正ではないという意見である (cf. White, 1997, pp. 320-325)。これへの反論として、ヴァン・パライスは富や社会遺産と雇用との区別は、実はあいまいなものであるから、これらを分ける必然性はないという。たとえば、ある土地に自然資源が豊富であったとしても、それを実際に生産に利用するためには、社会的協力や労働が必要である (Van Parijs, 1997, pp. 327-330)。しかしこの例は、必ずしも彼の議論を利すものではない。労働と土地や社会的遺産との結びつきが密接不可分のものとしたら、後者もまた外在的富として捉えるべきではないという主張の論拠にもなりうるからである。

結局のところ、問題は社会的互惠性をいかに保

持するかというところに行き着く。福祉国家を正当化する議論として T. H. マーシャルの社会権論が広く援用されるが、彼の社会権論は無条件の権利保証を意味するものではなかった。マーシャルの社会権論は義務としての税・保険料納入を当然の前提とし、間接的に就労義務を示唆している (cf. White, 2000, p. 511)。そこにおいて普遍主義原則とは市場のリスクに対する社会的保護と給付資格や水準に関わるものであって、義務からの解放を意味するものではない。では互惠原則はどのレベルで、どの程度達成されるべきなのであろうか。

## 2 参加所得

従来の福祉国家にみられる互惠原則とは、公的福祉を受け取る資格要件として、可能であるならば、生産的貢献をなす相応の義務があるということである。互惠原則を厳格に適用すると、個人が受け取る便益と生産的貢献の価値との間の相関性を強く求めることになるが、個人の責に帰すべきではない理由による生産能力の違いを考慮すれば、これは著しく反平等主義的なものになる。そこでホワイトは、受け取る便益と等価の生産的貢献を求めるのではなく、各人の生産能力の違い、ハンディを考慮した最低限互惠性を提唱する (White, 1997, pp. 318-319)。これは、ワークフェアを根拠づける議論といえるが、個人レベルでの労働という対価の要求は、つまるところワークハウス時代への逆行であり、社会的連帯を解体させるものであるという原理レベルでの批判がある (cf. Cattacin and Tattini, 1997)。さらに、既に指摘したように、現実をみれば、雇用の低迷、完全雇用の不可能性という問題がある。

これに対して、互惠性をより広く社会的貢献の枠で捉えようというのが、アトキンソンの参加所得である。そこでは労働市場への参加の他に、公認の教育や訓練プログラムに参加するもの、若年者、高齢者あるいは障害者のケアを行うものやヴォランティア・ワークといった広く社会貢献と考えられる活動への参加も基本所得資格要件を満たすものと考えられる。また病気やけが、障害、加

齢によって就労不能なものたちも、当然基本所得を受ける資格がある。ただしアトキンソンの場合、参加所得は資力調査を伴う生活保護に代わるものと考えられており、福祉国家の中核的な制度、たとえば社会保険に代替するものとは考えられていない (Atkinson, 1996)。

アトキンソンが資力調査プログラムへの代替として参加所得を提唱するのは、そこには就労意欲を削ぐ「貧困の罠」が存在し、しかも多くの有資格者が実際には申請しないという問題があり (単なる無知ではなく、社会的スティグマゆえに)、さらに家族を単位とするため個人の自立を促すという点でも問題があるので、こうした制度の廃止については比較的的政治的合意が得られやすいが、社会保険の場合強い権利意識がみられるため廃止が困難であるという現実的判断があるためと考えられる (Atkinson, 1996, pp. 67-68)<sup>5)</sup>。参加所得の特長は、市民活動を通じて協同主義、社会資本の形成、翻って国家に代わる福祉提供主体の育成に貢献することにある<sup>6)</sup>。他方、参加所得は就労と福祉の結びつきを緩和しているとはいえ、無条件基本所得ほどに完全な労働市場からの解放を約束するものではなく、脱生産主義的志向性が弱まっていることは否めない。

ところで脱労働主義論を長年にわたって展開する左派の論客、アンドレ・ゴルツは近年条件付基本所得論から無条件基本所得論へと立場を転じた。これは通常みられる傾向とは逆であり、注目に値する。はたして彼の転向の中に、条件付所得論を放棄すべき必然性が見出されるのであろうか。最初に確認すれば、ゴルツの基本姿勢は、いわゆる有償の交換価値としての社会的分業、すなわち労働というものを必要悪と捉え、この領域をできるだけ縮小し、自己実現につながる自立的活動領域を拡大することにある。彼は、エコロジストではあるが科学技術を積極的に評価し、テクノロジーの革新、オートメーション化などが、自立的活動領域の拡大に向けた改革を可能にすると考え (ゴルツ, 1993; 1997)。

有償の労働時間の短縮は、必然的に賃金低下を伴うため、損失補填として所得保障が必要になる。

しかし労働を否定的に捉えるゴルツが、当初は所得保障の条件として労働の必要性を強調していた。なぜなら所得権というものが、労働量の多寡を問わず、労働の義務と結びついていなければならない、義務の伴わない権利というものにはありえないからである(ゴルツ, 1997, pp. 343-348)。まさに上述のホワイトの主張と響き合う議論であるが、その後ゴルツは立場を変える。その理由として、彼は、脱フォーディズムの中で労働が根本的に変質し、生産される価値と労働時間とが無関係になり、知識や情報産業労働は労働時間では測れなくなったことを指摘する。

基本所得資格の条件として自発的社会奉仕活動への参加を求める案については、それは自発的活動の強制という矛盾を生み出すとゴルツは否定的である。また自発的活動を基本所得資格と結びつけることは、真に無償な行為を貶めることになるともいう。さらに若年者や高齢者、障害者などへの家庭内におけるケア労働を広く社会的貢献とみなす案については、生産的労働と再生産労働とを交換可能なものとみなすものとして退ける。家事労働の私的な性格を否定し、親の子への義務、老親への成人の義務を社会的義務とすることは、私的生活を公的監視下におくことになる。自発的な行動は、行政的にモニターされ、標準化される(Gorz, 1999, pp. 85-86)。

これらのゴルツの議論が、どこまで説得力をもつであろうか。労働時間量と交換価値生産量との関係がますます希薄になってきているにせよ、そのことが、労働量の多寡ではなく労働すること自体が権利獲得の必要条件であるという主張を覆す論拠とはならない。ヴォランティア活動への参加を基本所得要件とすることは、ヴォランティア活動を強制することではなく、義務遂行の一つの選択肢の提供であり、様々な活動の中からヴォランティア活動を選択する個人の自由、自発性は損なわれない。それが、真の無償行為を貶めるかどうかは社会的文化的文脈にもよるであろうし、最終的には主観的な問題であろう。また家事労働を私的な活動と考え、その社会化に反対するのは、ゴルツ理論の大きな特徴であるが、少子高齢化、女

性の労働市場参加率の上昇等を考えれば、牧歌的イメージに拘泥した非現実的な論ということになる。公的権力のプライヴァシーへの介入、統制への警戒は傾聴に値するが、それをケアの社会化の否定と直結させるのは短絡的であろう。以上を要するに、ゴルツの転向の中に参加所得案を放棄すべき理論的根拠は見出せない。

### III 負の所得税

C. オッフは、基本所得保障を「負の所得税」によって導入することを提唱する<sup>7)</sup>。基本所得を前払いするのではなく、課税手続きのなかで一定水準にまで所得を増加させるほうが運営コストを抑えることができると考えるからである。「負の所得税」とは、一定の就労所得水準(最低所得水準)を設定し、それを下回る場合負の税金を払う、すなわち補助金を受け取るという案であるが、周知のように、もともとはミルトン・フリードマンが提唱したものである(Friedman, 1962, p. 192)。オッフは、自らの案をフリードマンとは全く異なるものであると主張するが、その根拠は「負の所得税」の内容にではなく、制度的な組み合わせにある。

フリードマンは、市場の働きを阻害する社会福祉政策や労働立法、最低賃金法などを全て廃止し、その代わりとして「負の所得税」導入を提唱した。これに対しては、とりわけ左派の間で「スピーナムランドの再来」であり、雇用主の賃金カットに利用され、貧困問題をむしろ悪化させるとの批判が強い<sup>8)</sup>。これに対してオッフは、現行の社会保険を解体せず、「負の所得税」による所得保障の上に社会保険給付が積み上げられる形を構想する(Offe *et al.*, 1996, p. 202)。また「負の所得税」が事後的救済である点を補うために、生活困窮者救済のため一時的な前払いが必要であることを認めている(Offe *et al.*, 1996, p. 220)。これらの点がフリードマンの「負の所得税」案とは異なることは確かであるが、残念ながらそれ以上に「負の所得税」の内容に踏み込んだ議論はオッフにはみられず、基本所得一般を論ずるに留まっている。

そこで次に、より具体的に「負の所得税」案を提言しているブロック & マンザの議論を取り上げることにはしたい。

ブロック & マンザは、雇用の目的を雇用増大、勤労意欲亢進、就労所得のないものを人間的に扱うことの三つであり、そこにトリレンマが存在するという。労働意欲を高めるために最低賃金や低賃金労働者の賃金を引き上げると、新しい雇用機会の創出は鈍化する。次に、雇用機会拡大のため労働市場の規制を撤廃する、あるいはごく限定的なものにし、所得移転を通じて低賃金労働者を貧困から救済しようとする、低賃金雇用が急増し、結果として就労貧困者への移転経費が嵩み、失業貧困者にしわ寄せがいく。代わって公共部門の拡大によって雇用拡大をはかれば、雇用保障が厚い分コストが嵩み、財政は悪化する。最後に、所得移転が就労所得なく貧困から脱出できるほど寛大であるならば、勤労意欲を損ない、失業者への移転費用を押し上げ、公共部門雇用や低賃金雇用者への補助金として利用できる資源を枯渇させる。さらに移転への依存が高まると、就労が人々の生活にとって重要なものではなくなる (Block and Manza, 1997, pp. 476-478)。

ブロック & マンザは、以上の問題への取り組みとして、二つのパラダイムが考えられるという。雇用パラダイムと移転パラダイムである。雇用パラダイムとは、完全雇用を実現し、就労によって貧困からの脱出を図るものである。非熟練労働者が貧困線を超える賃金を確保できるのは、労働市場が逼迫している場合である。労働市場の逼迫下では、最低限技能者たちも、雇主との交渉力を獲得することが可能になると考えられるからである。雇用パラダイムの場合、労働需要を喚起するためには政府が最終的な雇用主となること、訓練プログラムによって就労可能性を引き上げることが考えられるが、どちらもコストほどには労働市場の逼迫を実現することはできないとブロック & マンザは考える (Block and Manza, 1997, pp. 478-480)。

これに対して、雇用ではなく移転政策によって貧困問題を解決しようというのが移転パラダイム

であるが、基本所得案や「負の所得税」はまさに代表的な移転パラダイム論である。ブロック & マンザは、従来左派が主張してきた基本所得案には勤労意欲への配慮が全く欠け、財政的な問題が大きいと批判する。他方「負の所得税」を提唱する M. フリードマンは、勤労意欲の問題をより真剣に考えているが、「スピーナムランドの再来」という問題には鈍感である (Block and Manza, 1997, pp. 478-482)。ブロック & マンザは、完全雇用提唱者 (雇用パラダイム擁護者) が目指す目的 (労働市場の逼迫) を達成するために、移転パラダイムを用いることによって、トリレンマが解決されると考える。つまり低賃金労働者ですら現在以上に市場交渉力を増すように、移転政策を通じて、より逼迫した労働市場を実現しようというのである。

ブロック & マンザは、「負の所得税」を既に労働市場内にあるものたちの労働時間短縮を促進する経済的保障として用い、より多くのものの労働市場参入を促すことで、逼迫状況を創りだすことが可能になると考える。ここで現実的に考えられるのは、パートタイム雇用の拡大である。パートタイム労働の場合、相当の余剰労働力を労働市場に吸収することが可能だけでなく、就労者が子育てと有償労働とを両立可能にする労働時間の柔軟性が実現される。むしろパートタイム労働には、雇用保障を含め様々な問題があるが、これらの問題は法的規制によって相当程度軽減されると、ブロック & マンザはいう (Block and Manza, 1997, pp. 483-484)。

彼らは「負の所得税」が貧困線に近い水準まで所得を保障するならば (たとえば 8 割から 10 割)、たとえ労働市場の逼迫が生じなくても、低技能者はあまりに低賃金の労働を拒否でき、結果として市場内での交渉力を強化するので、「スピーナムランドの再来」を防ぐという。そのような「負の所得税」は寛大にすぎ、勤労意欲を減少させる虞がないかといえ、貧困線レベルの保障は決して快適な生活を約束するものではなく、消費欲求を満たすための有償労働への意欲が削がれることはない、とブロック & マンザは考える。では労働市

場逼迫は、インフレを惹起しないのか？ ブロック & マンザは、むしろそれは生産性向上によって価格上昇を避けようとする強い誘引になるという (Block and Manza, 1997, pp. 484-485)。

「負の所得税」は成人全てに適用される普遍主義制度でありながら、真に公的補助を必要とするものを選別する、つまり普遍主義原則の適用を通じて選別を可能にするという利点がある。しかも元来反福祉国家主義者の提唱する案であるため、左派色の強い他の案に比べて超党派の合意形成が容易であり、したがって実現可能性が高いように思われる。「負の所得税」は既にアメリカ、カナダなどで部分的に導入されており、カナダでの所得格差是正は相対的に大規模な「負の所得税」に負うところが大きいとの報告もある (Myles and Pierson, 1997)。

しかしなお「負の所得税」には、幾つかの課題が残る。「スピーナムランドの再来」を避けるための制度的措置として最低賃金法が考えられているが、所得保障はそもそも社会的に容認される最低賃金水準を下げる可能性がある。こうした事態が起これば、最低賃金法は貧困の増大を阻止する手段とはならない。たしかに労働者の交渉力が強ければ、こうした問題は回避されるであろう。しかしかつてフリードマンが求めた労働市場規制緩和の多くが実現し、労組が弱体化しているアメリカやイギリスの場合、こうした交渉力は期待できない。労働者の交渉力強化は、組織化を前提とする以上、これは非常に深刻な問題であろう。

たとえ労働の組織化という問題を問わないにしても、ブロック & マンザのいうように「労働時間の短縮→労働市場の逼迫→労働者の交渉力増強」といった積極的連鎖が生じる可能性は低い。労働時間短縮は、あらゆる産業部門において同じように起き、同じような結果を生むわけではない。そもそも低技能者が集中する製造業の多くは衰退ないし停滞しており、雇用規模が縮小している。そのような部門でなされる時短、ワーク・シェアリングが労働者の交渉力強化につながるとは思えない。また今日パート・タイム労働が支配的な低技能サービス部門 (たとえばファスト・フードの

店員など) では代替可能な労働力があふれており、労働市場の逼迫が生まれる可能性は極めて低い。ブロック & マンザは、所得保障が労働者の技能への投資を刺激し、企業もまた労働者の技能に投資するようになるというが、逆に所得保障が「低技能、低賃金労働」を一層蔓延させることも考えられる。なぜなら労使が協力して帳簿外の低賃金労働を行うことは、労働者にとって「負の所得税」からの補助を大きくし、雇用主にとっては生産コストを下げるというメリットがあるからである (Howell, 1997, pp. 535-537)。

#### IV 結 論

今日の福祉国家改革において問われている根本問題は、労働と福祉との再調整である。従来の自由主義、保守主義類型、社会民主主義という福祉国家の三類型は、中心価値を各々効率、安定、平等に置き、福祉と労働との関係では、「福祉ではなく労働」、「労働を通じての福祉」、「福祉も労働も」をめざすという違いがみられるが、いずれも労働本位という点では共通であり、生産主義的な体制であるといえる。昨今の福祉国家改革をみれば、自由主義体制におけるワークフェアはいうに及ばず、国家主義によって労働と福祉との対応関係を緩めてきた社会民主主義体制においても、個人レベルでの労働と福祉との対応関係をより強化する傾向がみられる。すなわち生産主義原則の再確認がなされている (Goodin, 2001, pp. 13-15)。

しかし今ひとつの改革の可能性が存在する。脱生産主義、すなわち「労働なしの福祉」体制である。脱生産主義の価値は市民の自立に置かれ、労働を条件としない基本所得を提供することによって市民の自立的活動領域を拡大する。こうした傾向は無条件基本所得論において最も強く、「負の所得税」案において最も弱いといえる。しかし「負の所得税」案といえども、労働をなさない、あるいはなしえない者への所得移転を、資産調査や教育・訓練プログラムへの参加を義務付けずに認めるという点で、労働本位の福祉提供と一線を画している。また時短によるワーク・シェアリン

グが労働市場の逼迫から労働者の交渉力向上を生むという仮説は疑わしいにせよ、それが労働と私的生活の両立をより容易なものにするという点は認めてよかろう。脱生産主義原理は、生産主義原理に基づく完全雇用がもはや実現困難であり、またたとえ可能であったとしても環境破壊等の問題を考えれば望ましくないという認識が共有されるなら、生産主義原理に代わる有力な代替肢たりうる。

生産主義の立場から、(1)「労働なしの福祉」は、労働を特権的なものとし、排除されたものたちとの社会的分岐を深刻なものとする、(2)最低限保障を失業者に与えることで、結局雇用関係が全て市場に委ねられることを許す結果となる、すなわち基本所得保障は市場原理主義を補完するものに過ぎない、(3)基本所得保障は国家の再生産への責任を拡大し、個人の国家への依存性を高める、といった根本的批判が考えられる。(1)は伝統的社会民主主義、(2)は社会民主主義者および保守主義者、(3)は自由主義、とりわけリパタリアンからの批判といえることができるが、各々の批判は、いずれも一面的である。基本所得保障は労働時間の短縮、ワーク・シェアリング、市民活動の活性化と一体をなすものと考えべきである。個人の能力差を考えれば、第一の問題が完全になくなることはありえないが、労働時間短縮の結果、正規雇用とパート・タイム労働の差が小さくなっていけば、能力の等しい者たちの間では労働の平等な配分が可能になる。労働時間の短縮はさらに市民活動の活性化、経済外的な社会的協力の領域の拡大に通じる。それが国家の縮小に直接つながるかかどうかは別にして、少なくとも市民の国家への依存性を弱め、自立性を高めるということはできよう<sup>9)</sup>。「労働なしの福祉」を通じて市民活動領域の拡大が実現されれば、それは市場関係の生活世界への無制限の侵入を食い止めるだけでなく、市場交換に代わる社会的ネットワーク網の形成にもつながる(Offe, 1996, pp. 212-217)。

脱生産主義的改革は、単なる絵空事ではない。たとえば、グディン<sup>10)</sup>は、市民の自立が達成される

条件として、主要な政策が十分な所得を保障しているかどうか、十分な自由時間が確保できるかどうか、資格要件が最低限かどうかを検討し、オランダがコーポラティスト(保守)類型から脱生産主義モデルへ移行しつつあると論じている。もとよりオランダにおいて基本所得の理念が実現しているわけではないし、「ダッチ・ミラクル」の評価については異論がありえよう。しかしグディンの研究は、従来の理論的検討を超えて脱生産主義原則が現実の福祉国家改革の中にどの程度浸透しているのかを把握しようとする点で注目に値する試みであり、今後の福祉国家研究の一方向を示唆するものといえる(Goodin, 2001, p. 19 ff.)。

#### 注

- 1) これらの点については、拙稿「福祉国家の危機と再編——新たな社会的連帯の可能性を求めて」齊藤純一編『社会的連帯の理由』(ミネルヴァ書房、近刊)所収、において詳論している。参照されたい。
- 2) 誤解を避けるために一言すれば、脱生産主義といっても、生産活動そのものを否定するものではない。価値の生産なくして、その分配・再分配はありえないわけであるから、その意味において労働が福祉の前提となることは当然である。脱生産主義において問われているのは、生産そのものではなく、生産とその他の活動とのバランス、人間と自然との関係である。
- 3) 基本所得論の提唱者の立場は多様である。無条件論からより現実主義的な条件付へと移る傾向がみられるが、後にみるようにゴルツの場合逆に条件付基本所得論から無条件基本所得論へと転じている。
- 4) 現実の雇用機会の不平等(インサイダー/アウトサイダー問題)を放置したまま、分配の改善を行おうとすること、賃労働からの強制的排除を財政的補償によって正当化することを批判し、ラディカルな左翼は次のように主張する。能力のハイアラーキー、その再生産メカニズムを変えることなく、周辺化され、排除され、あるいは階級制の底辺に置かれるものたちに補償を与えることで事足りるとするのではなく、こうした階級制のどこに位置しようと相当の職を保証し、全てのものを社会的に包摂する制度が必要なのである。つまり富の再分配だけでなく、労働の再分配が求められる(Little, 1998, p. 110)。これは理想的には理解できるが、非現実的な考えである。
- 5) たとえば賦課方式年金の変更がいかに困難で



あるかについて、マイルズ & ピアソン (2001) を参照されたい。

- 6) こうした点については、拙稿 (近刊) を参照されたい。
- 7) ここで言及する論文, “A Basic Income Guaranteed by the State: A Need of the Moment in Social Policy” は, C. Offe, U. Mueckenberger, and I. Ostner の共著論文であるが, Offe (1996) 所収であり, ここでは便宜上オッフエ論文として扱う。
- 8) スピーナムランド制度は, 18 世紀末イギリス・パークシャー州のスピーナムランドとして知られる地区の中心地スピーンにおいて生まれた制度であり, パンの価格と家族規模に応じて賃金補助を行うものである。その「良き意図」にもかかわらず, それは実質的に雇主への補助金となり, 低賃金が合理化され, かえって貧困は増大し, 労働意欲は減退したといわれる (榎原朗, 1973, p. 101)。
- 9) 市民活動と国家との関係は単に対抗的に捉えるのではなく, 相補的に捉える必要がある。Cf. Skocpol, 1997; Hall, 1999.

#### 参考文献

イグナティエフ・マイケル (1999) 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』 (添谷育志・金田耕一訳), 風行社。

榎原 朗 (1973) 『イギリス社会保障の史的研究 I』, 法律文化社。

ゴルトツ・アンドレ (1993) 『資本主義・社会主義・エコロジー』 (杉村裕史訳), 新評論。

——— (1997) 『労働のメタモルフォーズ』 (真下俊樹訳), 緑風出版。

新川敏光 (近刊) 「福祉国家の危機と再編——新たな社会的連帯の可能性を求めて」 齊藤純一編『社会的連帯の理由』, ミネルヴァ書房。

Atkinson, A. B. (1996) “A Case for a Participation Income,” *Political Quarterly* 67 (1), pp. 67-70.

Beck, Ulrich (2000) *The Brave New World of Work*, Cambridge: Polity.

Cattacin, S. and V. Tattini (1997) “Reciprocity Schemes in Unemployment Regulation Policies: towards a Pluralistic Citizenship of Marginalisation?,” *Citizenship Studies* 1 (3), pp. 351-364.

Esping-Andersen, G. (1990) *The Three World of Welfare Capitalism*, Princeton: Princeton University Press. (岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』, ミネルヴァ書房, 2001年).

Friedman, Milton (1962) *Capitalism and Freedom*, Chicago, Ill.: University of Chicago Press (熊谷尚夫・西山千明・白井孝晶訳『資本主義と自由』, マグロウヒル好学社, 1975年).

Goodin, R. E. (2001) “Work and Welfare: Towards a Post-productivist Welfare Regime,” *British Journal of Political Science* 31, pp. 13-39.

Gorz, Andre (1982) *Farewell to the Working Class* (translated by M. Sonenscher), Pluto.

——— (1999) *Reclaiming Work: Beyond the Wage-Based Society* (translated by Chris Turner), Cambridge: Polity.

Little, Adrian (1998) *Post-Industrial Socialism*, London: Routledge.

Myles, John and Paul Pierson (1997) “Friedman’s Revenge: The Reform of ‘Liberal’ Welfare States in Canada and the United States,” *Politics & Society* 25 (4), pp. 443-472.

Offe, Claus (1996) *Modernity and the State: East, West*, Cambridge: Polity.

Pierson, Paul (1994) *Dismantling the Welfare State?* Cambridge: Cambridge University Press.

——— (1996) “The New Politics of the Welfare State,” *World Politics* 48 (January), pp. 143-179.

Ragini, Marino (2000) “The Dynamics of Labour Market Regulation,” In *Why Deregulate Labour Markets?* ed. G. Esping-Andersen & M. Ragini, Oxford: Oxford University Press.

Robertson, James (1996) “Towards a New Social Compact: Citizen’s Income and Radical Tax Reform,” *Political Quarterly* 67 (1), pp. 54-58.

Van Parijs, P. (1995) *Real Freedom for All*, Oxford: Clarendon Press.

——— (1996) “Basic Income and the Two Dilemmas of the Welfare State,” *Political Quarterly* 67 (1), pp. 63-66.

——— (1997) “Reciprocity and the Justification of an Unconditional Basic Income. Reply to Stuart White,” *Political Studies* 45 (2), pp. 327-330.

White, Stuart (1997) “Liberal Equality, Exploitation, and the Case for an Unconditional Basic Income,” *Political Studies* 45 (2), pp. 312-326.

——— (2000) “Review Article: Social Rights and the Social Contract—Political Theory and the New Welfare Politics,” *British Journal of Political Science* 30, pp. 507-532.

(しんかわ・としみつ 北海道大学大学院教授)